

○山梨県警察職員の勤務時間に関する訓令

昭和36年9月14日

本部訓令第41号

(勤務時間)

第1条 山梨県警察職員（以下「職員」という。）のうち、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年山梨県条例第5号。以下「条例」という。）第3条第2項本文の規定により割り振る職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 条例第3条第3項の規定により割り振る職員の勤務時間は、別に定めるところにより割り振るものとする。

(休憩時間)

第2条 休憩時間は、午後0時から午後1時までの1時間とする。

2 次の各号に掲げる職員（以下「特定職員」という。）以外の職員が条例第6条第6項第2号に規定する申告をした場合の当該職員の休憩時間は、前項の規定にかかわらず、当該申告の内容を考慮して、午前11時から午後2時までの間のうち連続する1時間とする。

(1) 山梨県警察職員の勤務時間等の特例に関する訓令（平成31年山梨県警察本部訓令第5号）第3条に規定する特例勤務職員（一部日勤制の職員を除く。）

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(3) 条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員

(4) 条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員

(5) 山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例（平成17年山梨県条例第2号）第2条又は第5条の承認を受けた職員

3 条例第3条第3項の規定により勤務時間を割り振る場合における職員の休憩時間は、前2項の規定にかかわらず、別に定めるところにより設定するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、条例第3条第3項の規定により割り振られる1日の勤務時間が6時間以下である日については、休憩時間を置かないことができる。

5 本部長は、公務上必要があると認めるとときは、職員の休憩時間の割振りを変更するこ

とができる。

(早出遅出勤務を行う職員の勤務時間及び休憩時間の特例)

第3条 条例第8条の2第1項第1号から第5号までの規定に基づき早出遅出勤務を行う職員の勤務時間及び休憩時間は、第1条第1項並びに第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、その勤務時間については、休憩時間を除いて連続する7時間45分を、午前7時以後の15分ごとの時刻を始業の時刻として、終業の時刻が午後10時以前となるように割り振るものとし、その休憩時間については、午後0時から午後1時まで又は午後5時15分から午後6時15分までの1時間（特定職員以外の職員が条例第6条第6項第2号に規定する申告をした場合にあっては、当該申告の内容を考慮して、午前11時から午後2時までの間のうち勤務時間の途中に当たる連続する1時間又は午後5時15分から午後6時15分までの1時間）とする。

2 条例第8条の2第1項第6号の規定に基づき早出遅出勤務を行う職員の勤務時間は、第1条第1項の規定にかかわらず、別表に掲げる勤務時間のいずれかを割り振るものとする。

(休憩時間を分割する職員の休憩時間の特例)

第4条 条例第6条第2項の規定に基づき職員の休憩時間を分割する場合における当該職員の休憩時間は、第2条（第4項を除く。）の規定にかかわらず、午後0時から午後0時45分まで又は午後0時15分から午後1時までの45分（特定職員以外の職員が条例第6条第6項第2号に規定する申告をした場合にあっては、当該申告の内容を考慮して、午前11時から午後2時までの間のうち勤務時間の途中に当たる連続する45分）のほか、第1条に規定する勤務時間の途中に15分の休憩時間を置くものとする。

(休憩時間を短縮する職員の勤務時間及び休憩時間の特例)

第5条 条例第6条第2項の規定に基づき職員の休憩時間を短縮する場合における当該職員の勤務時間及び休憩時間は、第1条及び第2条（第4項を除く。）の規定にかかわらず、その休憩時間については、午後0時から午後0時45分まで又は午後0時15分から午後1時までの45分（特定職員以外の職員が条例第6条第6項第2号に規定する申告をした場合にあっては、当該申告の内容を考慮して、午前11時から午後2時までの間のうち勤務時間の途中に当たる連続する45分）とし、その勤務時間については、第1条に規定する勤務時間の始業の時刻を15分繰り下げた時刻を始業の時刻とし、又は同条に規定する勤務時間の終業の時刻を15分繰り上げた時刻を終業の時刻とする。

2 前項の場合において、条例第8条第2項の規定により勤務を命ぜられて行う場合の1日の勤務時間が8時間を超えるときは、前項に規定する休憩時間のほか、当該勤務時間の途中に15分の休憩時間を置くものとする。

(休憩時間を延長する職員の勤務時間及び休憩時間の特例)

第6条 条例第6条第3項の規定に基づき職員の休憩時間を延長する場合における当該職員の勤務時間及び休憩時間は、第1条及び第2条（第4項を除く。）の規定にかかわらず、その休憩時間については、第2条（第4項を除く。）に規定する休憩時間を15分を単位として延長した時間とし、その勤務時間については、第1条に規定する勤務時間の始業の時刻を当該延長した休憩時間と同一の時間繰り上げた時刻を始業の時刻とし、又は同条に規定する勤務時間の終業の時刻を当該延長した休憩時間と同一の時間繰り下げた時刻を終業の時刻とする。この場合において、始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定するものとする。

(休憩時間を追加する職員の勤務時間及び休憩時間の特例)

第7条 条例第6条第3項の規定に基づき職員の休憩時間を追加する場合における当該職員の勤務時間及び休憩時間は、第1条及び第2条（第4項を除く。）の規定にかかわらず、その休憩時間については、第2条（第4項を除く。）に規定する休憩時間とは別の時間帯に当該追加した休憩時間を置くものとし、その勤務時間については、第1条に規定する勤務時間の始業の時刻を当該追加した休憩時間と同一の時間繰り上げた時刻を始業の時刻とし、又は同条に規定する勤務時間の終業の時刻を当該追加した休憩時間と同一の時間繰り下げた時刻を終業の時刻とする。この場合において、始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定するものとする。

(週休日の振替の特例)

第8条 条例第5条の規定により勤務日に割り振ることをやめる4時間の勤務時間は、第1条に規定する勤務時間の始業の時刻から又は終業の時刻までの連続する勤務時間とする。

2 条例第5条の規定により勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめる場合においては、第2条の規定にかかわらず、当該勤務日の1日の勤務時間が6時間を超えるときは当該勤務時間の途中に1時間の休憩時間を置くものとし、当該勤務日の1日の勤務時間が6時間以下であるときは当該勤務日に休憩時間を置かないことができる。

(委任)

第9条 特別の勤務に従事する職員について、前各条の規定により難いときは別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令施行前の勤務については、この訓令に基づき勤務したものとみなす。

改正附則〔中略〕

附 則（平成4年7月27日本部訓令第12号抄）

- 1 この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成18年12月22日本部訓令第26号）

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成22年2月15日本部訓令第2号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月1日本部訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日本部訓令第10号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月26日本部訓令第14号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和7年7月1日から施行する。

附 則（令和7年10月15日本部訓令第19号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

別表 略